

今冬の使用電力抑制に取り組む事業主の皆さまへ

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金が 一定の場合に利用できます

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金は、**経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために休業等を行った場合に、休業手当などの一部を助成する制度です。**

今冬、政府の電力需給対策に伴う要請を受け、**使用電力の抑制に取り組んだことにより事業活動が縮小した場合は、経済上の理由に当たらないため、それだけでは助成対象になりません。**

次の場合は、**経済上の理由による事業活動の縮小と認められ、助成対象となります**

- ① 使用電力の抑制により事業活動が縮小した場合であっても、**それ以外に、経済上の理由 (※) による事業活動の縮小があった場合。**

(※) 円高による輸入品の増加や国内品全般の需要の減少により
販売高が低迷した など

- ② **取引先が使用電力の抑制に取り組んだことにより、売上が減少した場合など、節電要請の影響が間接的な場合。**

詳しくは、お近くのハローワークにお問い合わせください。



提出書類について

●電力使用制限地域の事業主用の申請様式を使用してください。

様式第97号
雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
(電力制限地域の事業主用)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日 事業主 住所 〒
又は 名称
代理人 氏名

労働局長 殿
(公共職業安定所長経由)

	A 判定基準期間(出荷開始日)の前の3箇月の平均	B Aに対応する期間の平均	C A/B×100	添付書類	※確認欄
	月 産 上 高 ()	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

(生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか)

- 例年繰り返される季節変動によるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合
・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合
など
- 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合
・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合
など
- 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・富業規制、安全規制、競争規則等の法令違反(その疑いを含む)により行政当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為(その疑いを含む)により司法当局から事業活動の全部又は一部の停止を命じられた場合
など
- 電力使用制限の直接的影響を受けたことによるものである。 (はい ・ いいえ)
(例) ・電気の使用制限を受けて稼働時間を縮小した場合
・電気の使用制限への対応のため、夏の生産計画を冬以降の結果、夏の生産量が減少した場合。 など
※「取引先が電力使用制限を受けたことにより売上が減少」などの間接的影響は除く。
※「はい」の場合は様式第97号-2も必ず記載してください。
(C欄の数値が95以上100未満の場合のみ)
5. 直近の決算等の経常損益が赤字である。 (はい ・ いいえ)
(注) 直近の決算とは提出日における直近の企業会計上の決算であって、通期、半期又は四半期のいずれかを言います。

様式第97号-2
雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書
(電力制限地域の事業主用)

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。

平成 年 月 日 事業主 住所 〒
又は 名称
代理人 氏名

労働局長 殿
(公共職業安定所長経由)

※ 様式第97号の4において「はい」と回答した事業主のみ記載してください。

○ 生産量等が減少した理由として、電力制限の直接的影響以外の理由があれば具体的に記述すること。

4が「はい」の場合は、こちらの用紙も提出してください。
(電力制限の直接的影響以外に、売上高や生産量などの減少の要因となった事由を書いていただきます)

※申請にはこれ以外の書類も必要です。

様式は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a04-1.html>

関西電力・九州電力管内での使用電力抑制とは

政府は、関西電力と九州電力の管内の事業所に対して、以下のように節電への協力を要請しています。

	期間	時間帯	節電目標
関西電力管内の事業所	平成23年12月19日 ～平成24年3月23日 (12月29日～1月4日を除く)	平日の 9時～21時	昨年同期の使用最大電力から▲10%以上
九州電力管内の事業所	平成23年12月26日 ～平成24年2月3日 (12月29日～1月4日を除く)	平日の 8時～21時	昨年同期の使用最大電力から▲5%以上